

横浜市寺尾地域ケアプラザ利用の手引き

地域住民の福祉活動、保健活動及びこれらの活動の交流のために会場の貸出を行っています。この目的外で使用する場合は、利用料がかかります。

1 団体登録について

地域ケアプラザを継続的に利用するためには原則 5 名以上から、まずは団体登録を行っていただきます。

1 週間程度で登録可否等の連絡をします。登録が済んでから、利用申込書をご記入いただきます。

団体の活動内容（活動の目的）により 5 つの区分に分けています。（別紙参照）

※それぞれの区分により予約開始日、予約枠数等利用の条件が異なっております。

2 利用できる部屋

多目的ホール…定員 50 名 会議や講座、体操、子育てサークル等

調理室…10 名で調理が可能

ボランティアルーム…18 名程度 会議や小人数での体操等

地域ケアルーム…10 名程度の打合せ等

3 貸出時間区分

午前 9:00～12:00

午後 1 12:00～15:00

午後 2 15:00～18:00（日曜日・祝日は 17:00 まで）

夜間 18:00～21:00（日曜日・祝日の貸出はありません）

4 利用申込み（予約）方法

電話、F A Xまたは来所にて団体名を伝え申込みをして下さい。電話、F A Xでの申込みは仮予約となりますので**予約日から起算して 8 日以内にケアプラザの窓口へ「利用申込書」を提出して下さい。**

◎予約が重複した場合◎

・受付開始日の 9:00 から 9:10 の申し込みで、希望団体が複数の場合抽選となります。

ただし、この時間内は来所での申し込みが優先となります。同時間帯での電話、F A Xでの申込みは抽選となります。

（抽選方法：受付開始日の 13 時 15 分に、代表者の方に来所していただき実施します。来所できない場合はケアプラザへ一任してください。）

5 利用回数

- ・福祉保健活動団体（団体Ⅰ）…活動日の3ヶ月前からのご予約で1ヶ月につき3回まで
 - ・福祉保健協力団体（団体Ⅱ）…活動日の2ヶ月前からのご予約で1ヶ月につき2回まで
- ※ただし、1ヶ月を切った時点であれば、部屋の予約状況によって利用できることもあります。

6 夜間利用予約について

【予約開始日】

- ◆団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・未登録団体(優先予約)
団体区分ごとの申込開始月(3～1か月前)の1日
- ◆全団体
前月の10日～

【予約締切日】

- ◆団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・未登録団体(優先予約)
前月9日まで
- ◆全団体
前月12日まで

7 目的外使用団体（団体Ⅲ）について

仮予約は、活動日の1ヶ月前から可能です。来所にて目的外使用許可書をご記入ください。
区役所より使用の許可がおりたらお電話にてご連絡します。※許可が出るまで1週間程度かかります。

※目的外使用団体は利用料が発生します。利用料の支払いは活動日当日、お釣りのないようお支払いください。

多目的ホール（AB） …1貸出区分（3時間）1,380円
ただし日曜・祝日の午後2（2時間）は920円

調理室・地域ケアルーム …1貸出区分（3時間）420円

ボランティアルーム …1貸出区分（3時間）420円
ただし日曜・祝日の午後2（2時間）は280円

8 団体登録の更新、福祉保健活動記録報告書について

<登録内容の変更>

登録の際に提出した書類に変更が生じた場合（代表者の変更、活動目的の変更等）は登録申込書（変更）を提出して下さい。登録申込書とともに提出した添付書類についても変更している場合は併せて提出して下さい。

<団体登録の更新>

団体登録書は、登録した日から3年間有効となります。継続して登録する場合には有効期限満了日までに団体登録書の更新を行ってください。更新は有効期限満了月の1か月前の1日から手続可能です。

例) 有効期限が3月28日の場合、2月1日から更新可能です。

<登録団体の抹消>

次の項目に該当した場合は団体登録を抹消します。

- (1) 団体登録書の更新手続きがなかった場合
- (2) 団体登録書の登録内容と活動実態が異なっていた場合
- (3) 団体が解散した場合
- (4) その他、活動の継続が困難と思われる場合

<福祉保健活動記録報告書の提出>

団体Ⅱとして登録している団体は、活動記録報告書を1年間に一度提出していただきます。

◆福祉保健活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間2回以上行ってください。

◆年度途中で登録した団体は、登録期間が6か月未満の場合は年間1回とします。(※翌年からは年2回以上)

提出方法…4月から翌年3月までのボランティア活動の記録を5月までに寺尾地域ケアプラザへ提出してください。

○横浜市寺尾地域ケアプラザ○

横浜市鶴見区東寺尾 6-37-14

電話 585-5566

FAX 585-5737

受付時間：月～土曜日 9:00～18:00

日・国民の祝日 9:00～17:00

地域ケアプラザにおける「福祉保健を目的とする活動」の考え方

	I	II	III	IV	V
団体種別	福祉保健活動団体	福祉保健協力団体	利用目的外団体	福祉保健目的法人	福祉保健目的以外法人
利用条件	無料	無料	有料	無料	有料
予約条件	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	21日前	14日前
Q1: 施設の利用が認められるか？	○	○	○	○	○
Q2: 団体が福祉保健の活動を行っているか？	○	○	/	○	/
Q3: 地域ケアプラザ内で行う活動が福祉保健目的の活動か？	○	×	/	○	
Q4: CP内の活動は地域に開放されたものか？	○	/	/	/	
Q5: 他者に受益がある活動か？	○	○	×	○	
	ボランティア目的の活動なのであり	※ここが×の場合、区分「III」	※自らのための活動なのでなし	法人のボランティア目的の活動なのであり	
団体例	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス ・自治会によるひとり暮らし高齢者見守りに関する打ち合わせ ・障害者の余暇活動 ・町内会による地域防災訓練実施に関わる打合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・フラダンスサークル ・絵画教室 ・ドライフラワー教室 ※他でボランティア等の福祉保健活動を実施していることが条件。 ※年1回福祉保健活動記録を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・○×マンション管理組合総会 ・△△小学校4年1組送別会 ・町内会の☆☆さんの誕生日会 ・社会人の英語学習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・□□会社定年グループによる介護予防フラダンスグループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・○×(株)会社入社面接 ・NPO法人の職員研修

横浜市寺尾地域ケアプラザ利用上の注意事項

地域ケアプラザは多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

1 注意事項

- (1) 利用時間及び開館時間を順守してください（**利用時間は準備、片付けの時間を含みません**）。
- (2) 利用当日は、当日利用の責任者の方が**受付窓口へお越しください**。
- (3) 利用後は、**利用時間内に元の状態に戻し、清掃後ケアプラザ職員の最終確認を受けて下さい**。
- (4) 施設の設定、機器及び備品は大切に使用してください。
- (5) 調理室使用時は**ふきんを持参**し、使用した食器類は洗浄後水分を拭き取り、元の場所に戻してください。
- (6) 持ち込んだ**物品及びゴミは必ずお持ち帰り**ください。
- (7) ケアプラザ敷地内は、**全館禁煙**です。
- (8) 施設管理上、**職員が室内に立ち入ることがあります**。
- (9) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。

2 車両での来所について

駐車スペースはありませんので車での来所の際は、近くのコインパーキングをご利用ください。

3 損害の賠償について

- (1) ケアプラザの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けください。
- (2) 設備または利用した物品を故意または重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者に弁償していただく場合があります。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

1 営利につながる活動若しくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為（障がい者施設等の物販を除く）
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

【その他営利に関する注意事項】

- (ア) 参加者から徴収する**参加費は、原則実費分のみ**とします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には利用をお断りすることがあります。
- (イ) 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- (ウ) 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。（**講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため利用できません**）

2 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為
- (2) 危険を伴う活動
- (3) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (4) 飲酒及び喫煙